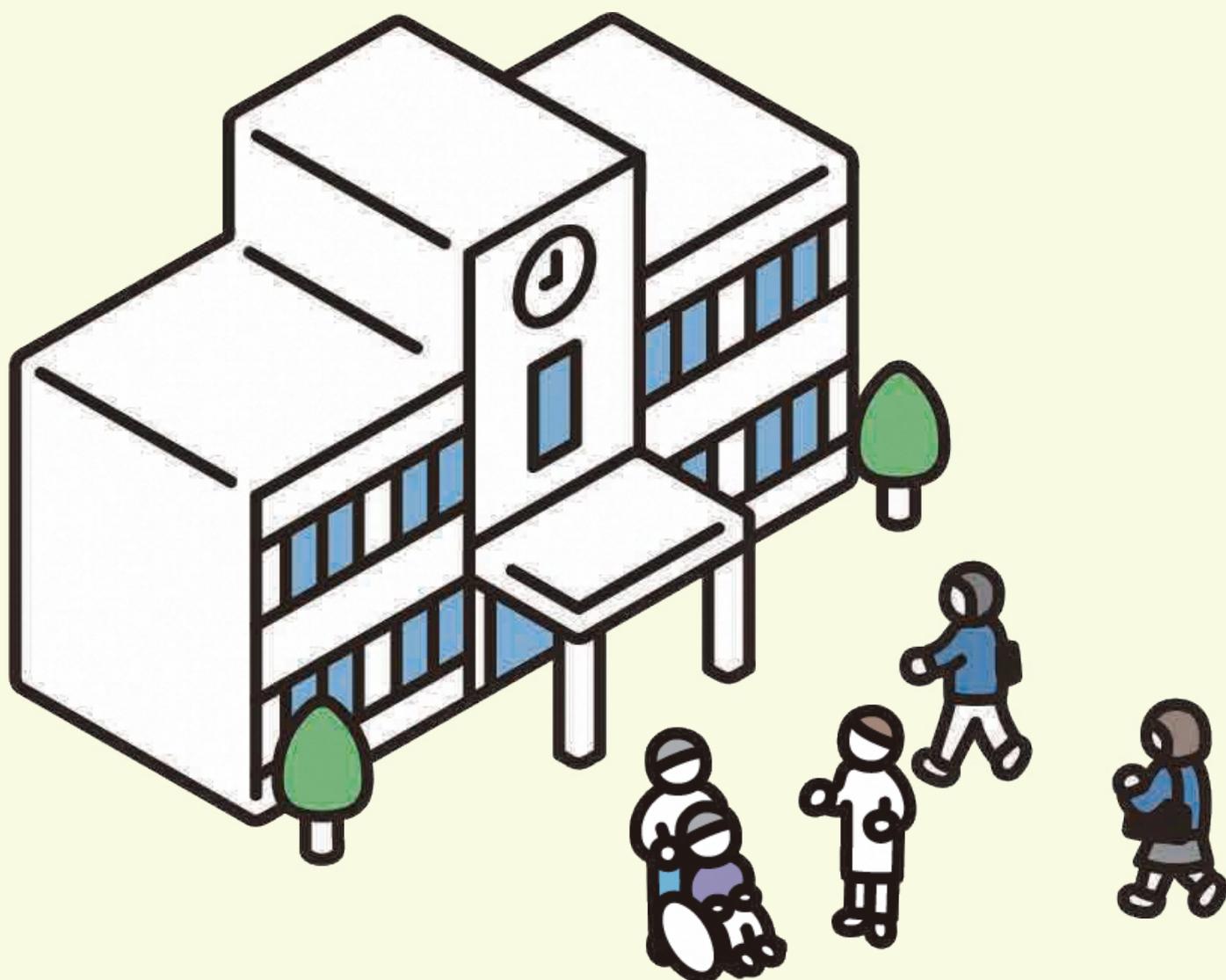


京都府の特別支援教育

まなびの道しるべ

～子どもたちがいきいきできる道探し～



京都府教育委員会

保護者の皆様へ

- 京都府では、特別な支援を必要とするお子さんが、就学前から高等学校卒業後までの期間、多様な学びの場において切れ目なく支援を受けられるよう、体制の整備に取り組んでいます。
- 就学先の決定に悩まれる場合は、市町（組合）及び京都府の教育委員会に置かれている「教育支援委員会」等（医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家で構成）に相談していただくことができます。
- 就学後も、特別支援学校の地域支援センターの巡回教育相談や、市町（組合）教育委員会及び各校の特別支援教育コーディネーターにおける教育相談などがあります。保護者と連携し、学校やその他関係機関が一貫した支援を行っています。

Q1. 京都府の特別支援教育の特徴は？



- ◆ 障害のある子ども一人一人の自立や社会参加を目指した教育をしています。
- ◆ 就学前から卒業後（進路先への移行まで）の一貫した特別支援教育の推進をしています。
- ◆ 個別の指導計画や個別の教育支援計画、移行支援シートを作成・活用し、支援ファイルの整備をしています。
- ◆ 支援ファイルを活用し、就学前から生涯にわたる支援の継続をしています。

支援ファイル



Q2. 小学校・中学校・高等学校での特別支援教育の視点を教えて！



- ◆ 授業のユニバーサルデザイン化*をしています。
*全ての児童生徒がまなびやすい授業を行うことです。
- ◆ 校内委員会の設置をしています。
校内委員会では、児童生徒の実態を把握し、学級担任の指導の方法を検討しています。
- ◆ 特別支援教育コーディネーターの指名をしています。
特別支援教育コーディネーターは保護者に対する相談、担任への支援などの実施をしています。



Q3. 特別支援学校での取組を教えて！



- ◆ 障害の状態などに応じた、専門的な学習指導をしています。
- ◆ 地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすため、「地域支援センター」を設置しています。
また、「地域支援センター」に専任の地域支援コーディネーターを配置しています。
 - 「京都府スーパーサポートセンター（SSC）」について
 - ・ 京都府の特別支援教育の拠点として、各地域支援センターと連携し、「研修支援」・「相談支援」・「情報の収集・発信」・「調査・研究」をしています。

地域支援センター



京都府
スーパーサポートセンター
(SSC)



Q4. まなびの場について教えて！



通常の学級【小学校・中学校・高等学校】では

- ◆一人一人の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫をしています。
- ◆児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用しながらの学習指導を行っています。



通級指導教室【小学校・中学校・高等学校】では



- ◆通常の学級で授業を受けながら、一部の授業を特別の場で指導を受ける教育形態をとって学習指導をしています。
- ◆通級による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHDなどを対象としています。

特別支援学級【小学校・中学校】では



- ◆児童生徒の障害の状態などに応じた指導を受ける教育形態をとって学習指導をしています。
- ◆知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、弱視、難聴を対象とした学級を設置しています。
- ◆通常の学級等との交流及び共同学習*の取組をしています。
*交流及び共同学習とは、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくための学習のことです。



特別支援学校【幼稚部・小学部・中学部・高等部】では

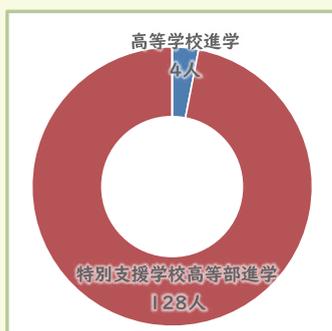
- ◆盲学校、聾学校には幼稚部を設置しています。
- ◆各教科に加え、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能、態度及び習慣を養う教育を行っています。

Q5. 卒業後の進路について教えて！

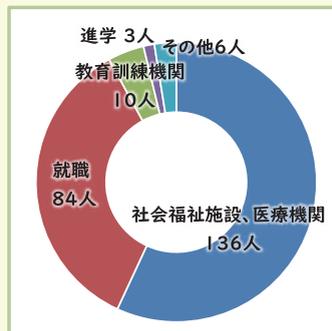
(令和7年5月1日現在)

令和6年度府立特別支援学校卒業生の進路

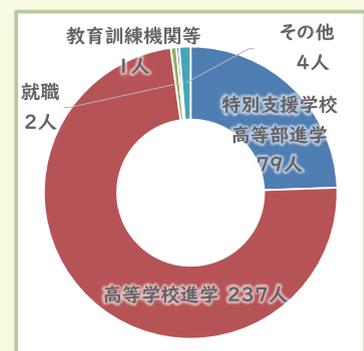
中学部卒業生



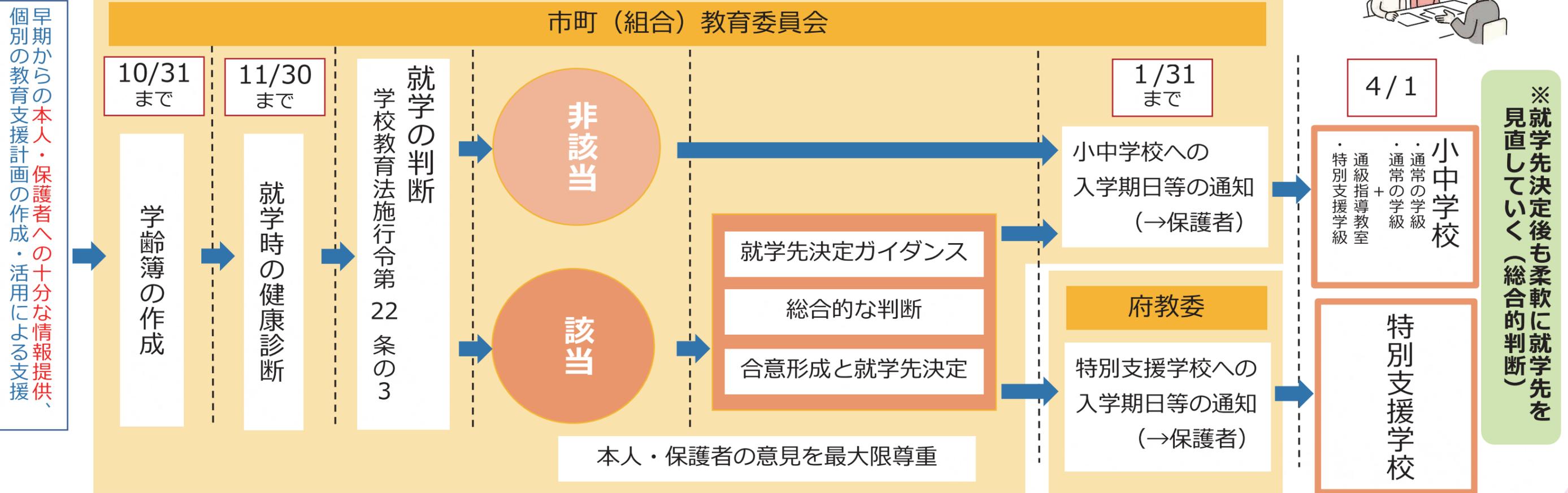
高等部（本科）卒業生



令和6年度府内中学校特別支援学級卒業生の進路（京都市を除く）



就学先の決定



学校教育法施行令 第22条の3って？

下記基準に該当しなければ特別支援学校へ就学することはできません。該当したお子さんのうち、市町（組合）教育委員会が特別支援学校へ就学することが適当と認めたとき特別支援学校に就学することが可能になります。

視覚障害	①視力がおおむね 0.3 未満 ②視野狭窄が高度な視機能障害	拡大鏡の使用によっても通常の文字等の認識が不可能 又は著しく困難な程度
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上	補聴器等の使用によっても通常の音声の理解が不可能 又は著しく困難な程度
知的障害	①知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活で頻りに援助を必要とする程度 ②上記の程度に達しない場合	社会生活への適応が著しく困難な程度
肢体不自由	①補助具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難な程度 ②上記の程度に達しない場合	常時医学的な観察指導を必要とする程度
病弱・身体虚弱	①慢性の呼吸器疾患、肝臓疾患、神経疾患、悪性新生物等の病弱者 ②身体虚弱者	継続して医療又は生活規則を必要とする程度

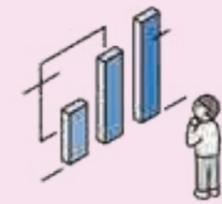
特別支援教育とは

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。

また、特別支援教育は、発達障害のある子どもも含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものです。

さらに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があります。

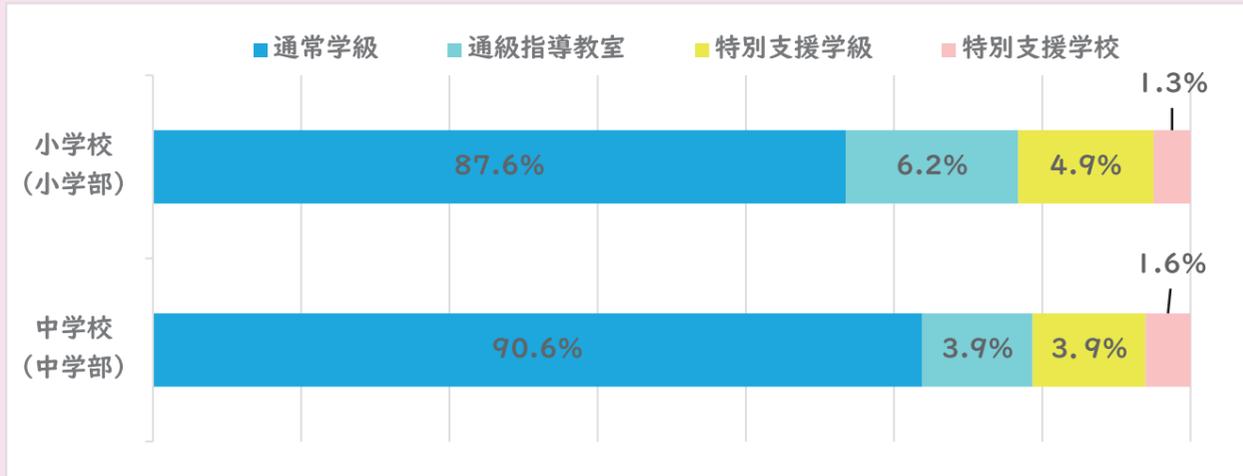
いろいろなまなびの場で学習している子どもたち（データ編）



京都府におけるまなびの場に関するデータ、就学先の決定について、紹介します。

京都府における学びの場の割合

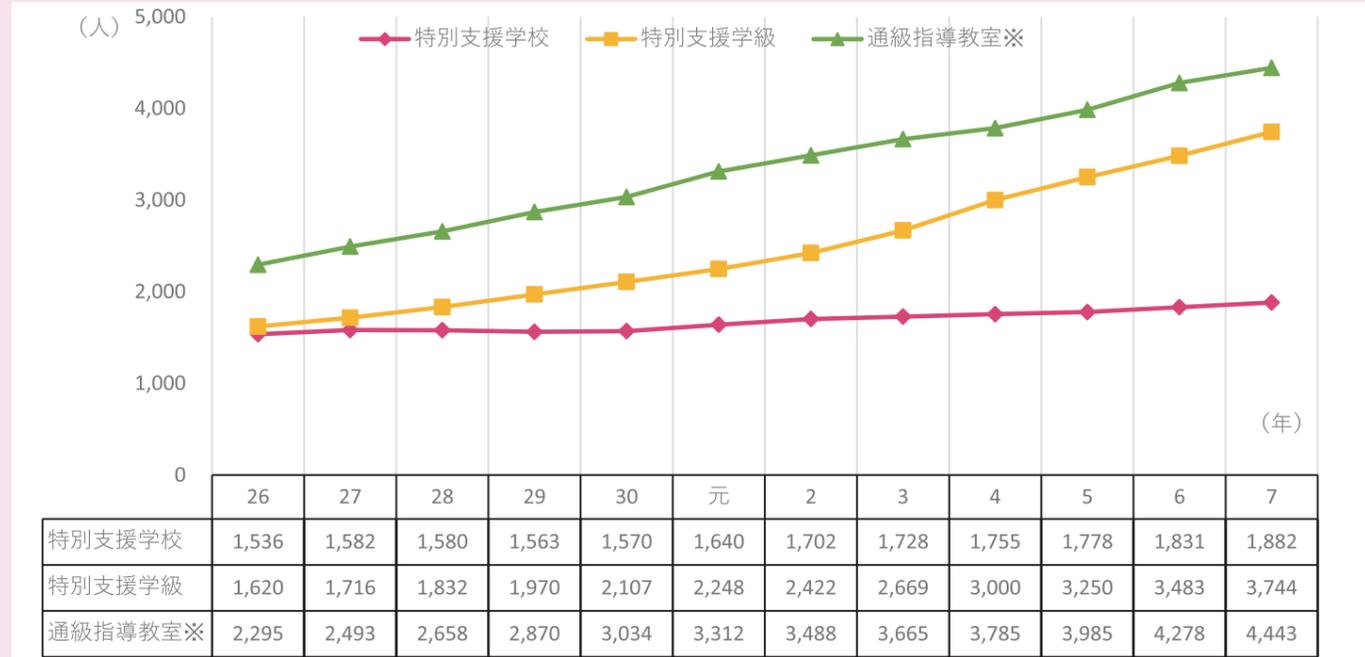
令和7年5月1日現在 ※京都市を除く



校種	種別	通常学級在籍者数		特別支援学級在籍者数	特別支援学校在籍者数	合計
			内通級による指導を受けている人数			
小学校・小学部		50,977	3,356	2,637	718	54,332
中学校・中学部		26,449	1,087	1,107	442	27,998

児童生徒数の推移

令和7年5月1日現在 ※京都市を除く



	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
特別支援学校	1,536	1,582	1,580	1,563	1,570	1,640	1,702	1,728	1,755	1,778	1,831	1,882
特別支援学級	1,620	1,716	1,832	1,970	2,107	2,248	2,422	2,669	3,000	3,250	3,483	3,744
通級指導教室※	2,295	2,493	2,658	2,870	3,034	3,312	3,488	3,665	3,785	3,985	4,278	4,443

※通級指導教室・・・聾学校通級指導教室を含む

通級による指導を受けている児童生徒数

令和7年5月1日現在 ※京都市を除く

障害種別	児童生徒数			教室数	
	小	中	計	小	中
言語障害	1,287	159	1,446	186	67
自閉症	846	372	1,218		
情緒障害	150	75	225		
弱視	7	1	8		
難聴	20	11	31		
学習障害	456	238	694		
注意欠陥多動性障害	589	229	818		
肢体不自由	1	1	2		
病弱・身体虚弱	0	1	1		
合計	3,356	1,087	4,443		

特別支援学級児童生徒数及び学級数

令和7年5月1日現在 ※京都市を除く

障害種別	小学校		中学校	
	人数	学級数	人数	学級数
知的障害	1,351	267	562	117
自閉症・情緒障害	1,202	254	528	116
病弱・身体虚弱	20	18	3	3
肢体不自由	34	32	8	7
言語障害	6	1	0	0
弱視	10	10	1	1
難聴	14	10	5	5
合計	2,637	592	1,107	249

府立特別支援学校幼児児童生徒数

令和7年5月1日現在 ※京都市を除く

学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
盲学校	0	4	5	22	31
舞鶴分校	0	0	0	0	0
聾学校	25	15	12	12	64
舞鶴分校	8	3	0	0	11
向日が丘支援学校	0	97	45	75	217
宇治支援学校	0	140	78	113	331
城陽支援学校	0	8	5	56	69
八幡支援学校	0	25	40	75	140
井手やまぶき支援学校	0	92	53	52	197
南山城支援学校	0	44	30	40	114
丹波支援学校	0	90	52	86	228
亀岡分校	0	4	1	0	5
中丹支援学校	0	52	42	56	150
舞鶴支援学校	0	81	40	60	181
行永分校	0	8	4	0	12
与謝の海支援学校	0	55	35	42	132
計	33	718	442	689	1,882

相 談 先 一 覧



相談先	設置場所	電話番号
京都府視覚支援センター	盲学校	075-492-6733
京都府聴覚支援センター	聾学校	075-461-8121
京都府南部視覚・聴覚支援センター	南山城支援学校	0774-71-8333 (直通)
京都府北部聴覚支援センター	聾学校舞鶴分校	0773-75-1094
向日が丘相談・支援センター	向日が丘支援学校	075-951-8361
地域支援センターうじ	宇治支援学校	0774-41-3701
地域支援センター「サポートJOYO」	城陽支援学校	0774-53-7100
地域支援センターやわた	八幡支援学校	075-982-7321
井手やまぶき相談・支援センター	井手やまぶき支援学校	0774-82-7010
南山城相談支援センター	南山城支援学校	0774-72-7255
たんば地域支援センター	丹波支援学校	0771-42-5185
中丹教育支援センター	中丹支援学校	0773-32-0011
舞鶴支援学校トータルサポートセンター (TSC)	舞鶴支援学校	0773-78-3133
舞鶴支援学校トータルサポートセンター (TSC) 病弱支援部門	舞鶴支援学校行永分校	0773-63-6700
丹後地域教育支援センターよさのうみ	与謝の海支援学校	0772-46-2770
京都府スーパーサポートセンター (SSC)	京都府総合教育センター内	075-606-2480 (直通)

京都府の特別支援教育
まなびの道しるべ

発行 令和8年3月
 発行者 京都府教育委員会
 編集 京都府教育庁指導部特別支援教育課
 京都府上京区下立売通新町西入敷ノ内町
 電話番号 075-414-5835